

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380183

研究課題名(和文) インターネット利用における通常化・平準化理論の再構築と政治学的分析への応用

研究課題名(英文) Normalization versus Equalization Thesis Revisited: An Approach from Political Science Research

研究代表者

岡本 哲和 (Okamoto, Tetsukazu)

関西大学・政策創造学部・教授

研究者番号：00268327

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：2013年参院選および2014年衆院選のデータを用いて、インターネット選挙の解禁が候補者および有権者に対してどのような影響を及ぼしたかを検証した。分析の結果として、一般的な見方とは異なって、ネット選挙解禁は、有権者による投票先の決定については、一定の影響を及ぼしていたことが示された。その一方で、候補者によるインターネット利用へのネット選挙解禁の効果は見いだされなかった。「通常化・平準化」の規定要因についての探求作業にこれらの結果をつなげるためには、これらの結果と選挙区レベルに焦点を合わせた分析がさらに必要となる。

研究成果の概要(英文)：Using the data from the 2013 Upper House election and the 2014 Lower House election in Japan, we examined the impact of the Internet campaigning liberalization on candidates and voters. The results indicated that the Internet campaigning liberalization, contrary to the common belief, had significant effect on voters' decision for whom to vote. On the other hand, we found no effect of the Internet campaigning liberalization on the uses of the Internet by candidates. The analysis focusing on district-level is further required to link these results with the exploration of determinants of "normalization versus equalization".

研究分野：政治学

キーワード：ネット選挙 日本政治 インターネット 選挙運動 情報技術(ICT) 通常化-平準化 ネット選挙解禁

1. 研究開始当初の背景

本研究は、インターネットと選挙・政治との関係に関する多くの研究が取り扱ってきた「通常化 平準化」の概念についての再検討を試みるものである。通常化とは、現実の政治の様態がインターネット空間上にも反映されている現象であり、大政党もしくは現職の議員などが、現実の世界と同じように、サイバースペースにおいても存在感を強めるようになる。それとは逆に、インターネットによって中小政党や新人候補が大政党や現職候補と同等の存在感を強めるようになる、というのが平準化である。(Margolis, Michael., David Resnick, and Joel D. Wolfe, "Party Competition on the Internet in the United States and Britain," *Harvard International Journal of Press / Politics*, 4 (4), 1999, pp.25-47.)

これに関して、研究計画提出後の2013年4月19日に公職選挙法改正法案が成立したことで、インターネットを選挙運動の手段として用いることが日本でも可能となった。そして、研究計画提出時点で、本研究が調査対象とする予定であった第23回参議院選挙(2013年7月21日に投票が実施)は、「インターネット選挙運動解禁」後に実施された最初の国政選挙となった。これは、日本におけるインターネット選挙の状況に大きな影響を及ぼすことが予想される出来事であり、インターネットと選挙・政治についての研究に対しても、きわめて重要な研究課題を提供する結果となった。すなわち、日本におけるネット選挙解禁は、一種の自然実験である。選挙運動手段としてのインターネット利用が、禁止から解禁へと移行するケースは、これまではなかった。このことが、有権者あるいは候補者の行動にどのような影響を及ぼすかは、政治学的にきわめて重要な問題である。

提出された研究計画にも記載されているように、研究期間中にネット選挙解禁が実現された場合には、まずその影響についての調査と分析を行って、この重要な出来事がもたらした影響を検証する必要がある。そのことが、日本における「通常化 平準化」の進行状況について分析を行うためだけでなく、それは日本を対象としたインターネットと選挙・政治についての今後の研究に必須の基礎的な作業となるからである。

2. 研究の目的

この研究の目的は、大きく2つある。第1は、ネット選挙解禁が候補者および有権者の行動に、どのような影響を及ぼしたかを明らかにすることである。そして第2は、ネット選挙解禁の影響を検証することによって、「通常化 平準化」の規定要因を明らかにするための手がかりを見つけることである。

第1の目的に関し、ネット選挙解禁は、次のような変化をもたらす可能性がある。第1は、「だれが」インターネットを使うかが変わる可能性である。第2は、インターネットが「どのように使われるか」が変わる可能性である。第3は、投票行動が変わる可能性である。そして第4は、選挙結果が変わる可能性である。

この研究では特に、「だれがインターネットを使うか」と「投票行動が変わるか」という問題に焦点を合わせる。これらについて、自ら実施した調査結果を用いて検証を行う。2013年参院選後のマスメディア等で見受けられた、「ネット選挙解禁はまったく効果がなかった(たとえば、「肩すかし」や「期待はずれ」などの語でしばしば表現された)」という見方が妥当だったのかどうかをデータで確かめることになる。

第2の目的に関しては、上記の「だれがインターネットを使うか」および「投票行動が変わるか」に対して、ネット選挙解禁がどのような影響を及ぼしたかについての分析結果を踏まえた上で、ネット選挙解禁の前後で通常化 平準化の進行状況に変化が生じたかを明らかにする。その結果が、通常化 平準化の規定要因の探求作業にどのような示唆をもたらすかを検証する。

3. 研究の方法

(1) 2013年参議院選挙の調査・分析について

有権者によるインターネット情報接触が及ぼす影響についての調査・分析

分析対象は、2013年参議院選挙に関する情報に、インターネットで接触した経験を持つインターネット・ユーザーとした。調査は、次のように実施された。投票日の3日後にあたる2013年7月24日に、ネット調査会社に委託して予備調査を実施した。具体的には、同調査会社に登録しているモニターから50799サンプルを無作為に抽出し、公示期間(7月4日~7月20日)および投票日(7月21日)の前後の期間に、「候補者が開設しているホームページ」「候補者によるツイッター」「候補者によるフェイスブック」のいずれかに接触した経験を持つ3409名をそこからさらに抽出した。続いて、その3409名を対象として2013年7月26日から同年7月27日までの期間に調査会社のウェブサイトを通じて質問を行い、結果として1236名から回答を得た。その1236名の回答者を、インターネットによる2013年参院選情報への接触者のサンプルとして分析を行った。

加えて、2010年参院選および2012年衆院選時に研究代表者らが科学研究費によって実施した、インターネットで選挙情報に接触した有権者についての調査結果データも分析に用いる。これは、ネット選挙解禁の前と後との違いを検証するためである。

2013 年参議院選挙の候補者に関する調査・分析について

分析対象は、2013 年参議院選挙の全候補者 433 名である。2013 年 7 月 4 日の公示日から 7 月 20 日の投票日前日まで、各候補者が、(1) ウェブサイト、(2) ツイッター、(3) フェイスブックを利用しているかどうかを確認した。

(2) 2014 年衆議院選挙の調査・分析について

有権者によるインターネット情報接触が及ぼす影響についての調査・分析

分析対象は、2014 年衆議院選挙に関する情報にインターネットで接触した経験を持つインターネット・ユーザーとした。調査は、次のように実施された。投票日翌日の 2014 年 12 月 15 日に、ネット調査会社に登録しているモニターから 50000 サンプルを無作為に抽出した上で、そこからさらに公示期間(12 月 2 日~12 月 13 日)および投票日(12 月 14 日)の前後の期間に、「候補者が開設しているホームページ」「候補者によるツイッター」「候補者によるフェイスブック」のいずれかに接触した経験を持つ 2126 名を抽出した。続いて、その 2126 名を対象として、2014 年 12 月 17 日から同年 12 月 18 日までの期間に調査会社のウェブサイトを通じてインターネットを通じた選挙情報との接触状況とその効果に関する質問を行い、結果として 1031 名から回答を得た。その 1031 名の回答者を、インターネットによる 2014 年衆議院選挙情報への接触者のサンプルとして分析を行った。

加えて、2012 年衆議院選挙および 2013 年参議院選挙時に研究代表者らが科学研究費によって実施した、インターネットで選挙情報に接触した有権者についての調査結果データも分析に用いる。これも、ネット選挙解禁の前と後との違いを検証するためである。

2014 年衆議院選挙の候補者に関する調査・分析について

分析対象は、2014 年衆議院選挙の全候補者 433 名である。2014 年 12 月 2 日の公示日から 12 月 13 日の投票日前日まで、各候補者が、(1) ウェブサイト、(2) ツイッター、(3) フェイスブックを利用しているかどうかを確認した。

4. 研究成果

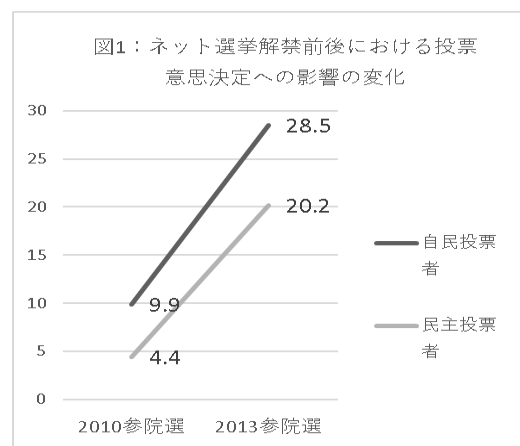
(1) ネット選挙が有権者の投票行動に与えた影響について

2010 年参議院選と 2013 年参議院選の有権者調査結果をマージしたデータを用いて、選挙区の候補者ウェブサイトへ接触した結果として「その候補者に投票しようと思った」かど

うかを従属変数(「その候補者に投票しようと思った」と回答した場合を 1、そうでない場合を 0 とするダミー変数)とするロジスティック回帰分析を行った。最も重要な独立変数は、2013 年参議院選ダミー変数(2013 年参議院選の場合には「1」、2010 年参議院選の場合には「0」の値をとる)である。インターネット情報との接触が投票意思決定に及ぼす影響が、ネット選挙解禁によって強まっていたとするならば、このダミー変数は正の影響を及ぼすことになる。コントロール変数として、1) 候補者ウェブサイトへの接触理由、(2) 政党支持、(3) 政治知識、(4) 回答者の個人的属性に関わる変数を、それぞれ加えた。

その結果、自民党候補投票者を対象とした分析モデルでは、2013 年参議院選ダミー変数は 10 パーセント水準で有意な正の影響を及ぼしていたことが示された。10 パーセント水準とはいっても p 値は 0.051 (z 値は 1.95) であり、5 パーセント水準で有意である場合ときわめて近い数値となっている。民主党候補投票者を対象とした分析モデルについても、同変数は 5 パーセント水準で有意な影響を及ぼしている。係数の符号も同様に正であった。候補者ウェブサイトとの接触があった場合には、2010 年参議院選時と比較して 2013 年参議院選時の方が、その候補者に投票することになった確率が高かったことを、この結果は意味している。

2013 年参議院選の影響の大きさを具体的に示したのが図 1(単位は「%」)である。2013 年参議院選ダミー変数以外の独立変数の値を平均値に固定した上で、2010 年参議院選時と 2013 年参議院選時とを比較して、上述の確率がどのように変化するかを直線で表している。



自民党候補への投票者については、候補者サイトとの接触によってその候補者に投票するようになる確率は、2010 年参議院選で 9.9 パーセントであった。それに対し 2013 年参議院選では、28.5 パーセントと 18.6 ポイント増加している。民主党候補への投票者では 4.4 パーセントから 20.2 パーセントへと、2013 年参議院選で 15.8 ポイント高くなっている。このように、ネット選挙解禁の前後にお

いて、インターネット情報接触と投票行動の関係に関して変化が生じていることが明らかになった。この結果は、一般的な見方とは異なって、ネット選挙解禁が一定の影響を及ぼした可能性があることを表している。

2014年衆院選時でも同様の結果が見いだせるかどうかについては、2012年衆院選調査結果をマージしたデータを用いて、現在分析を行っている。

(2) ネット選挙が候補者のインターネット利用に与えた影響について

候補者によるウェブサイト利用について

図2では、2000年衆院選から2014年衆院選までの11回の国政選挙での、全候補者におけるウェブサイト開設者の割合を示した。これらはすべて研究代表者らが科研費などによって実施した調査結果である。

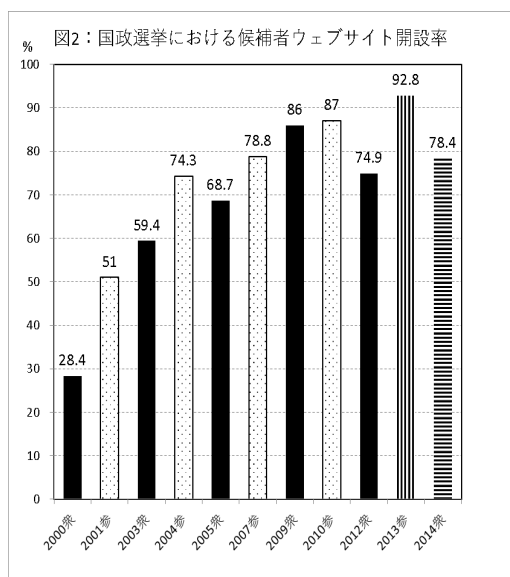


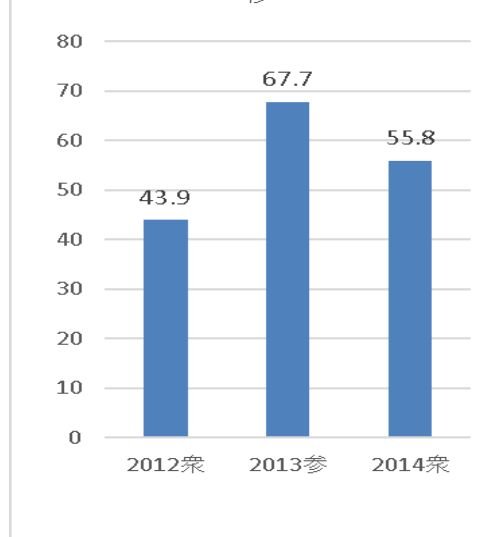
図2の右端における2つの選挙、すなわち2013年参議院選挙と2014年衆議院選挙が、解禁後に実施された選挙である。全体的な傾向として、ウェブサイトの開設率は上がっている。特に参議院選挙では、一貫した上昇傾向が見られる。だが、ネット選挙解禁直前直後の選挙を比較してみると、その上昇率はそれほど高くないことがわかる。2010年と2013年の参院選では5.8ポイント、そして2012年と2014年の衆院選では、わずか3.5ポイントの増加に留まる。ウェブサイトは、より以前から一般的に利用されてきたツールの1つである。候補者の利用についても、ネット選挙解禁前からすでに飽和状態になっていた可能性がある。

候補者によるTwitter利用について

図3は、Twitterを利用していた候補者数の全候補者数に占める割合を選挙ごとに示

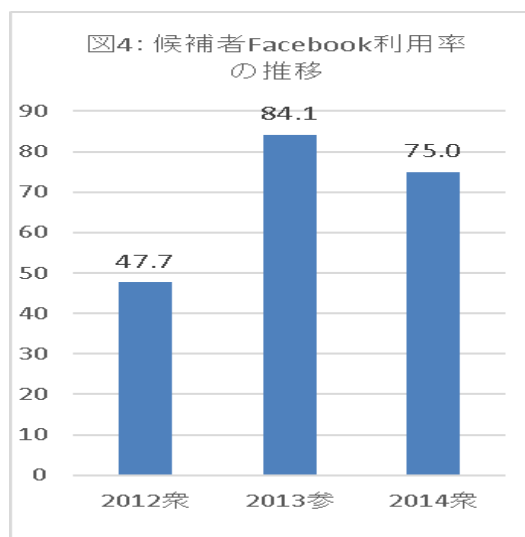
したものである(単位は「%」)。Twitterはウェブサイトと比較して新しいツールであることもあり、利用可能なネット選挙解禁前のデータが2012年衆院選のものだけとなった。この点にも留意して図3を見れば、ネット選挙解禁直前の2012年衆院選から解禁直後の2013年参院選にかけての利用率は、23.8ポイントも増加している。一見して、解禁の効果をうかがわせる数字である。ただ、解禁後の2013年参院選から2014年衆院選にかけては、逆に11.9ポイント低下している。これについては、参議院選挙と衆議院選挙とでは、選挙の性質が異なることが関係している可能性もある。

図3: 候補者Twitter利用率の推移



候補者によるFacebook利用について

FacebookについてもTwitterと同様に、利用していた候補者数の全候補者数に占める割合を選挙ごとに示している(図4参照。(単位は「%」))。



こちらについても、Twitter とよく似た傾向が現れている。すなわち、解禁直前と直後と比較すると利用率は大幅に増加しているが、解禁後の選挙間の比較では利用率がむしろ下がっている。

以上の結果を踏まえれば、候補者によるインターネット利用については、所属政党や候補者の地位などの点で見れば、顕著なネット選挙解禁の影響は現れていない。また、現在も分析を進行中であるが、「通常化 平準化」の進行状況についても、ネット選挙解禁の明白な影響は、今のところは見いだせていない。

ただし、ネット選挙解禁の影響および「通常化 平準化」の規定要因についての分析については、これまでの調査と分析の結果に基づいて、全体のマクロな状況だけでなく、よりミクロ的に選挙区ごとの状況に焦点を合わせた分析が必要であるとの着想を得るに至った。そのため、データセットの作成を含めて、現在も研究を継続中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

岡本 哲和「政策デザインとしての見直し条項：国会における利用とその規定要因」『政策創造研究』、査読無、10号、2016、1-20.

石橋 章市朗、岡本 哲和「国会議員による国会審議映像の利用：その規定要因についての分析」『レヴァイアサン』、査読無、56号、2015、80 - 101.

岡本 哲和、石橋 章市朗、脇坂 徹「ネット選挙解禁の効果を検証する 2013年参院選での投票意思決定に対する影響の分析」『関西大学『法学論集』、査読無、64巻6号、2015、1-25.

岡本 哲和「もう一つの"ネット選挙" 2012年衆院選および2013年参院選における選挙公報のインターネット掲載」『関西大学『法学論集』、査読無、64巻2号、2014、25-45.

岡本 哲和・石橋 章市朗・脇坂 徹「ネットはだれに影響を与えたか 2011年大阪市長選の分析」『関西大学『法学論集』、査読無、63巻5号、2014、105-130.

石橋 章市朗「生活と政治の関係を認識することは政治への関心を高めるか？ 高校生の政治意識の分析」『関西大学『法学論集』、査読無、63巻5号、2014、131-162.

[学会発表](計5件)

岡本 哲和、政策デザインとしての見直し条項、日本政治学会、2015年10月11日、千葉大学(千葉県)

岡本 哲和、選挙公報とネット選挙：選挙公報のインターネット掲載についての実証分析、日本選挙学会、2015年5月16日、熊本市市民会館崇城大学ホール(熊本県)

石橋 章市朗、岡本 哲和、国会議員による審議情報の公開とその問題点、日本公共政策学会関西支部研究大会、2014年9月27日、関西大学ミューズキャンパス(大阪府)

岡本 哲和、選挙管理機関とその政治性 選挙管理委員会サーヴェイを用いた分析、日本行動計量学会、2014年9月5日、東北大学(宮城県)

石橋 章市朗、ICTを用いた国会活動の情報発信行動の分析、日本公共政策学会、2013年6月1日、コラッセふくしま(福島県)

[図書](計3件)

岡本 哲和他、法律文化社、『現代日本の政治：持続と変化』、2016、258(154-172、237-254)

石橋 章市朗他、関西大学出版部、『大学生の学びを育む学習環境のデザイン：新しいパラダイムが拓くアクティブ・ラーニングへの挑戦』、2014、402(165-182)

Tetsukazu Okamoto et.al. Lodz University Press, *Dimensions of Development: East Asia in the Process of Changes*, 2013, 210(199-210)

[産業財産権]
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 哲和 (OKAMOTO, Tetsukazu)
関西大学・政策創造学部・教授
研究者番号：00268327

(2) 研究分担者

石橋 章市朗 (ISHIBASHI, Shoichiro)
関西大学・法学部・教授
研究者番号：40368189

(3) 連携研究者

()

研究者番号：